

厚生委員会記録

1 日 時 令和元年12月19日(木曜日)

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前11時19分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高 田 真 里

副委員長 泉 英 之

委 員 松 井 邦 人

// 金 井 毅 俊

// 大 島 満

// 松 尾 茂

// 橋 本 雅 雄

// 鋪 田 博 紀

// 高 田 重 信

// 高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

6 参考人として出席した者

日本損害保険協会北陸支部	片岡 信彦
富山市中学校長会	塩 莉裕之

7 会議の概要

委員長 早いのですけれども、おそろいのようなので
始めさせていただきます。
ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、鋪
田委員、高田 重信委員を指名いたします。
協議事項に入ります前に、自民党会派で作成
されました富山市自転車安全利用促進条例（
案）につきまして、お手元に最新版を配付し
ております。
変更箇所について、高田 重信委員より説明
をお願いいたします。

高田 重信委員 お手元の条例（案）を見てもらえるとわかる
と思うのですが、赤文字のところの変更とな
っております。

「てにをは」などの修正が主でありまして、
第1条は「事業者及び」になって一前は「事
業者等」となっております。

第2条の（2）では「及び」という言葉にさ
せていただきました。

第12条第3項で、今回は「規定する」とな

っていたのですが、「該当する」に、それと、
前回は「幼児用乗車装置」となっておりまし
たが、「幼児用座席」という言葉にさせてい
ただきました。

第13条第1項では、「整備をするよう」の
「を」を取る、あと、同条第2項は「整備に
努めなければならない」となっていたので
すが、「整備するよう」という言葉に変えさ
せていただきました。

第14条第1項一条例（案）4ページの上
の部分、前は「その限り」となっていたので
すが、「この限り」でないということです。

それと、第16条第2項、前回は「学校、保
護者」となっていたのを「保護者、学校」と
入れかえさせていただきました。

富山市自転車安全利用促進条例（案）の概要
であります。今ほど言ったところも踏まえ
ながら変更させていただきました。条例（案）
に関するQ&Aの最後は、赤文字のところを
追加したということでもあります。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長

幾つかの文言修正等がありましたが、内容と
しては変更がないということですので、この
まま本日の協議事項に入ります。

本日の協議事項は、自転車損害賠償責任保険について、中学校生徒の自転車利用等についてであります。

まず、協議事項1番目、自転車損害賠償責任保険についてであります。

このことにつきましては、去る11月25日に開催されました厚生委員会において、自転車保険関係者から、保険の内容等について意見聴取が必要との意見があり、前回12月17日の本委員会において、本日の参考人招致を決定したところであります。

それでは、ここで、参考人として、日本損害保険協会北陸支部より片岡 信彦さんをお呼びしておりますので、しばらくお待ちください。

〔参考人入室〕

委員長

本日は御多忙のところ、当委員会の求めに応じて御出席を賜り、ありがとうございます。この後、参考人より自転車損害賠償責任保険の内容等についてお聞きし、その後、委員から参考人に質問がある場合はそれに答えていただくという形で意見聴取を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、参考人に申し上げますが、発言につい

ては委員長の許可を得た後に、簡潔・明瞭に
お願いいたします。

また、参考人から委員に対して質問をすること
はできませんので、御了承願います。

なお、委員各位に申し上げますが、詰問的な
内容や追及的な口調での質問はされないよう、
お願いをいたします。

それでは、参考人から御意見をお聞かせくだ
さい。

片岡参考人 それでは、御説明をさせていただきます。

本日、資料を何点か御用意いただきましたけ
れども、本件につきましては、お配りいただ
いている中の「知っていますか？自転車の事
故」—これは私ども日本損害保険協会が作成
しております小冊子でございます、各高校、
一般の方向けの「交通事故とその責任」とい
った講演で配布している資料でもございま
す。きょう、この中で皆様方にぜひ御説明させ
ていただきたい部分が、自転車を取り巻くリス
クとその責任、そして自転車事故に備える保
険というのはどのようなになっているのかとい
うことで、資料の6ページと7ページに基づ
いて御説明をさせていただきたいと思いま
す。まず、左側の6ページの部分でございますけ
れども、自転車を取り巻く事故のリスク—こ

れは特に申し上げることもなく、言わずもがなのことでございますけれども、自転車は非常に便利な乗り物であります。自分がけがをするという場合もありますし、相手の方、歩行者などにぶつかってけがをさせてしまう、また相手の財物を、あるいは自動車や自転車同士の事故で相手の自転車を壊してしまうといった、損害を与えるケースもございます。

こういった事故では、自転車とはいえ、道路交通法上は車両の一種、軽車両ということで、自転車も車ということでございますので、法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が問われる場合もありますし、また相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生するというところでございます。

特に刑事上の責任につきましては、相手を死傷させた場合は重過失致死傷罪という場合もございます。

一方、民事上の責任としては被害者、相手に対する損害賠償の責任を負い、けがをさせてしまった場合は治療費などもかかりますし、相手の財物に対しては修理費、再購入費用というもので賠償をしなければいけないということになります。自転車とはいえども相手方に重大なけがを与えたり、死亡させてしまうと、裁判になった場合に非常に多くの賠償金

額を命じられる例があります。

私どものほうでいろいろ判例を調べて、過去のものを見てここに列記したのですけれども、自転車での加害事故例の表の一番上、男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（当時62歳）と正面衝突してしまって、その女性は転倒されて、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となられてしまいました。これは神戸地裁の平成25年7月4日の判決で、9,500万円の賠償命令が出たということがございました。このほかにも、男子高校生の事故によって相手の会社員の男性が重大なけが、後遺障害を負われて9,300万円もの賠償命令が出たということもありまして、自転車といえども、一たびこのような重大な事故を起こすと大変な損害賠償責任を負うということが、こういった事例からも御理解いただけるかと思えます。

それでは、こういった損害賠償責任に対して、経済的備えとしてどのようにすればいいのかというところで、保険で手当てをしていただくという選択肢がございます。そちらにつきましては、7ページに記載されております。ここに、自転車事故に備える保険ということ

が書いてありますが、最初にお断りしますと、私どもは、保険会社が会費を出資してつくっている団体でございますが、各保険会社が扱っている保険商品について個別に御説明することはできませんので、自転車事故に備える保険というのはどのような仕組みになっているかというところの考え方を御説明させていただくという点を御了承いただければと思います。

7ページに記載がありますとおり、自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。自動車事故への備えと異なるのは、皆様が日ごろお乗りになっている自動車には、被害者救済のための強制保険である自賠責保険というものがございますが、自転車については、自転車に乗るから必ずかけなければいけないという強制保険はございません。そういうことで、御自身で保険の備えをしていただく必要がございます。

そして、中段に表がありますが、では自転車事故に備えるための保険はどのようなものがあるかといいますと、大きく2つでございます。

まず、先ほどの話にありました、他人にけがをさせたり、他人のものを壊してしまった場合に備える保険として個人賠償責任保険とい

うものがございます。表にマル・バツがあるとおり、相手の「生命・からだ」、相手の「財産（モノ）」を補償しますが、自分の「生命・からだ」に対しては払われるものではありません。あくまでも相手のけがや物に対してです。

下に例があるのですけれども、個人賠償責任保険では、自転車事故のほかに日常生活における事故も補償対象となりますので、自転車乗車中はもちろんなのですけれども、買い物中に商品を壊したとか、飼い犬が他人にかみついてけがをさせたという場合にも対象となる保険であります。

一方で、自分がけがをした場合の治療費、入院、通院費用などに対しては、傷害保険で補償されますので、自分のけがに対しては傷害保険、相手のけがや財物の補償については個人賠償責任保険で備える必要があります。

傷害保険は、例にもありますとおり、自転車乗車中だけではなくスポーツ中のけがや、階段で転んでけがをしたなど、急激かつ偶然、突発的な事故に対して補償するものでございます。

ただ、注意をしなければいけないのですが、個人賠償責任保険は、自転車に乗っている場合はいつでもいいのかというところが留意点

でございます。業務、いわゆるお仕事で自転車を使っていた場合の事故、例えば配達業務で、会社の業務として自転車を使って乗っている間に事故を起こした場合には、個人賠償責任保険は対象となりません。通学とか通勤で利用している場合、または日常生活ですので買い物に行っているというような場合が対象となるが、業務中は対象とならないというところでございます。

では、業務中の自転車事故をどうするかというと、これは会社の事業主、経営者の方が事業者用の賠償責任保険、いわゆる施設賠償責任保険というもので、従業員の業務中の事故を補償することで、会社としてちゃんと手当てをしていただくことが必要となります。

個人賠償責任保険や傷害保険というものには、保険会社でそれぞれ入ればいいのかと思われるのですが、自転車の事故に備える保険を保険会社が今どのような形で売っているのかというと、個人賠償責任保険や傷害保険を組み合わせた、セットにした1つの商品、自転車保険として売っている会社もございます。それは、例えばインターネットやスマートフォンで入られるようなケースもあります。通信販売系の会社で、スマートフォンの画面で選んでいくと、自転車保険という

ことで個人賠償責任保険と傷害保険がセット、何コースで幾らという、コースによって料金が決まっているようなものもあります。あと、コンビニエンスストアで手軽に備える、セットの保険を販売している会社もあります。しかしながら、そういう自転車保険に絶対入らなければいけないということでもないということが、この7ページの下枠囲みしてあるところでございます。

「補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと」であります。個人賠償責任保険は皆様がお入りになられている自動車保険とか、お住まいの火災保険とか、傷害保険の特約として用意されているものがありまして、これにセットしてお入りいただくことが一般的でございます。ですので、「個人賠償責任保険に入りたいです」と言って入ることもできるのですけれども、それを単品で買うというよりは、自動車保険などの特約として、セットで既にお入りいただいているという例がございます。その特約の名称は日常生活賠償責任保険などと、会社ごとに異なる場合がありますし、会社によっては扱っていない場合もありますので、御自身の契約を御確認いただく必要がございます。

それと、2つ目の黒丸、新たな保険、また特

約への加入を御検討される場合は、自転車を乗用される方、またその御家族が既に補償内容が同種の保険契約に加入されている一特約でもう既に入っているとか、家族が対象となりますということがある場合もありまして、その場合は補償の重複が生じてしまいます。同じものに幾つも入ってしまっているという状態もありますので、契約金額や、補償の対象となる方—御本人だけなのか御家族も大丈夫なのかといった補償内容を十分御確認いただく必要があるというところでございます。以上が自転車事故に備える保険の概要でございます。

御説明を続けさせていただきます。

今度は、自転車の条例の部分について、僭越ながら少し触れさせていただきます。

今、自転車事故が多いということが社会問題化しているということもあって、新聞などの報道で記事がいろいろと掲載され、また配信がなされております。掲載された記事を1つ申し上げますと、事故が多いという状況、また損害賠償額が非常に高額であるという状況を受けて、まず平成15年に、兵庫県が全国に先駆けて条例で保険加入を義務化し、各地で条例の制定が進んでおります。

国土交通省のまとめでは、本年11月時点で、

自転車保険の加入を義務としたのは、兵庫県を含む11都府県7政令市、努力義務としたのは13道県3政令市となったということでございます。

日本損害保険協会北陸支部の事務所がござい
ます石川県金沢市のほうでも、お配りしている資料のとおり、自転車条例を平成26年3月に制定した後、昨年、平成30年4月1日より、自転車保険の加入義務化ということで条例を改正してございます。

この内容についてはこの場で申し上げることはいたしませんけれども、資料の金沢市自転車条例サイトで、先ほど申し上げましたとおり、特約という形で自転車損害賠償保険に入っている可能性もあり、重複があってもいけませんので、金沢市としてはこういったチェックシートを設けて、まず御自身が入っているのかどうかということをお手元の保険証券とか契約書類などで確認をしていく。どうやら入っているようだということであれば一安心でございませうし、逆に入っていないようだということであれば、保険会社や代理店に問い合わせさせていただいたり、またインターネットやスマートフォンからも入れるということもありますので、何かしらの手当てをしていかなければいけない、そういったところをチ

エックシートで確認していただくようなことが盛り込まれております。

さらに、ではどういった保険に入ったらいいのか、会社によって違うのかということに対しては、金沢市としては、自転車安全利用促進事業連携企業・団体ということで、金沢市と事業連携協定を締結した損害保険会社、または共済組合などがホームページで、私の会社は自転車の保険についてこのような商品がございますというリンクを張りつけています。選ぶのはお客様の自由でございますので、なるほど、この会社はこのような保険になっているのだ、保険料はこのようになるのかということをお自身で選んでいただくような内容となっているわけでございます。

以上、金沢市の自転車条例の内容を御紹介させていただきましたが、では皆さん御関心の高い、自転車事故に備える保険の加入率というのはどれくらいなのだろう、どれくらいの方が自転車損害賠償責任保険等に入っているのかということについては、大変申しわけないのですが、私ども日本損害保険協会では統計データを持ち合わせておりません。特に自転車の事故に備える保険についての統計データはとってはおりません。

ただ、御参考になる資料を本日御用意させて

いただきまして、平成30年2月15日付「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」は、警察庁交通局のホームページで公表されております。

めくっていただいた最後のほう、31ページでございます。3-2-6「自転車関連事故に係る分析について（その6）」は、自転車対歩行者の事故で、結果が死亡重傷事故となったケースにおける運転者の損害賠償責任保険等の加入状況であります。

これは一番下の注書きに書いてありますとおり、自転車対歩行者による事故、自転車が第一当事者一過失割合が最も高かった事故のうち、相手の歩行者が死亡したり、または重傷を負った事故について、自転車に乗られていた方が保険に入っていたかどうかを調べられたということです。

この統計数は299人なので、母数としてはちょっと少ない数字ではありますが、事故を起こされた299人に確認したところ、自転車事故への保険に入っていた方が181人、割合にして60%入っていたと。ただ、右側の円グラフの注釈にあるとおり、自動車保険や火災保険等の特約として個人賠償責任保険に加入している事例も多かったと。もちろん、自転車事故専用の保険に入っていた方もいら

っしゃるが、実は特約として入っていたという方も多かったという数字が出ておりましたので、御参考までに御紹介させていただきました。

もう一つ、インターネット、スマートフォンで入れる商品を用意している携帯会社 a u の保険会社で、a u 損保というものがあります。昨年12月からことし2月の調査で、自転車保険の加入率は、全国平均で56%ということで、やはり約6割という数字も出ているようでございます。逆に言うと、4割の方がまだお入りになられていないという実態にあるということかと思われまます。

以上、貴重なお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。私からの御説明は以上とさせていただきます。

委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから片岡参考人に対し、何か質問等がありますか。

高田 重信委員

金沢市でも条例をつくられたということですが、金沢市で自転車損害賠償責任保険等の契約が増えてきたという実態はつかんでいませんか。

片岡参考人 私はそこまでは……。

高田 重信委員 感覚的にどうなのですか。皮膚感覚でという
か。

片岡参考人 申しわけございません。

松尾委員 個人賠償責任保険については、特約としてセ
ットで販売という保険会社が一般的には多い
のかなというふうに思っていたのですがけれど
も、それをセットとしていない保険会社もあ
るということですか。

片岡参考人 例えば、この「知っていますか？自転車の事
故」の裏面に会員会社一覧があるのですけれ
ども、保険会社がどの商品を主力として取り
扱っているのかということは、会社によって
まちまちでございます。
そういう意味では、全ての会社が扱っている
ということではなくて、例えばペット専用の
保険を扱っている会社は、そういった自転車
への保険というのはなかなか扱っていないと
か、全部の会社が同じ商品をそろえているわ
けではないというところで、申し上げた次第
でございます。

松尾委員 今、ペットという話が出ましたけれども、本当に特殊な保険を扱っている会社が、そういった自転車の保険を扱っていないという印象を受けたのですが、いかがでしょうか。

片岡参考人 中にはそういったこともございます。

高見委員 ちょっと初歩的なことを教えていただきたいのですが、損害賠償の事例が幾つか出ておりますよね。高いものは9,500万円。これは小学生の子どもさんが事故を起こしたということなのですが、一般的に自転車事故の場合は、未成年者については親御さんが責任を問われるということなのですが、例えば大学生など、未成年ではない、成人になっている者については、どういう形になるのですか。

片岡参考人 成人であれば、その成人の方が損害賠償責任を負うことになると思います。ただ、その方の賠償資力がどうなっているのかということが問題となりまして、その方がきちんと賠償できるのであれば、御自身でお支払いすることでもよろしいのかもしれませんが、学生でなかなかお金がないという状況であれば、その辺はやはり親御さんなどに、きちんとした御対応をいただくというのが現実的かと存じま

す。

金井委員 保険そのものは、第一当事者のみ適用されるということによろしいですか。

片岡参考人 賠償責任に対してはおっしゃるとおりでございます。第一当事者が加害者となった場合に、その相手方に対して賠償する、その資力を得るための保険ということになりますので、そういったことになろうかと思えます。ただし、御自身がけがをされる場合もありますので、御自身のけがに対しては、やはり傷害保険で用意をしておかないと自分の治療費も出ないということになりますので、両方セットでつけておくということが必要かと存じます。

金井委員 第一当事者という言葉自体が、一般の方に周知されていないと思うのです。事故というと、当事者という面での補償のほうが強いと私は感じているのですけれども、第一当事者ということは、保険会社としてはどの程度広げてというか、そこが非常に大事なことだと思うのです。

片岡参考人 おっしゃるとおり、お客様に対してのわかり

やすさの観点が第一でございますので、保険会社がそういった商品の内容を御案内する際は、細かい資料では「第一当事者とは」ということを書く場合もありますが、一般的には加害者として責任を負った場合の備えというような言い方をしているのが通例でございます。

加害事故を起こして相手にけがをさせた、相手のものを壊した場合に備える保険が必要ですということで、そういう平易な言葉でお伝えしているのが通例かと存じます。

金井委員 わかりました。

橋本委員 被害者かもしれないけれども、過失割合によっては、相手にある程度損害賠償責任がある場合があります。それでも適用されますか。

片岡参考人 個人賠償責任保険に関しては、保険会社は示談代行サービスを行っているのが通例でございまして、そういったところは、過去の判例等を踏まえて、過失割合も踏まえながら、その辺の認定をしていくようなことを行っております。

また、一方で、自分のけがに対しては、車の保険についている人身傷害保険というものの、

自分のけがに対しても、やはり過失割合の問題があるのですが、車の保険の人身傷害保険であれば、過失割合に関係なく、自分が使った治療費などが全額払われるような仕組みになっているので、そういった側面もございます。

橋本委員 とりあえず、過失割合分は支払っていただけるということですよ。例えば、過失割合として相手が9、こちらが1で、ほとんどこちらの非がない場合でも、相手に対する1割の損害賠償は、当然自転車保険で支払っていただけるということになるのですか。

片岡参考人 今、私が過失割合に関係なくと言ったのは、車の保険の人身傷害保険、傷害保険の部分でございまして、相手のけが、損害に対する損害賠償、個人賠償責任保険特約は、やはり過失割合の部分が効いてきますので、そこは自分に過失がある分は差し引いてということになるかと思えます。

橋本委員 もちろんです。それは理解しているので一自分の責任分は相手に支払うということでもいいということですね。要するに、100%悪くなくても、過失割合部分はしっかりと賠償責

任の補償はしますよということだと思えます。
今の説明で、人身傷害の場合は、特約もある
と思うので、全てについているわけではない
と思っています。

片岡参考人 おっしゃるとおりでございます。やはりそう
いった商品に入っている方においては適用に
なりますが、必ずしも皆様がそのような保険
の仕組みで入られているかどうかはそれぞれ
なので、そういう意味でも、きちんと御確認
いただきたいというところを我々は皆様にお
伝えしているところでございます。

高見委員 「知っていますか？自転車の事故」のパンフ
レットの中身なのですが、5ページに自転車
運転者講習制度というのがありますね。
これは、3年以内に2回以上の危険行為で検
挙された14歳以上の人を対象—それはいい
のですが、例えば、こういう対象になった人
が保険に入るときに何か制約がつくのか、あ
るいは保険料が高くなるのか、そういうこと
はあるのですか。

片岡参考人 私が知る限りにおいては、そういったことは
ございません。そういう対象になった方が入
れない、また高くなるということは聞いては

おりません。

泉委員

質問が3つあります。

まず1つ目が、自転車対歩行者の事故の場合と自転車対自動車の場合で、後者では、恐らく過失割合は自動車のほうが必ず高くなると常識的に思うのです。前者は、今度は逆に、自転車のほうが過失割合が高くなるということは理解するのですが、例えば自転車専用レーンというものがあり、そこをちゃんと走っていて、横断歩道のないようなところで歩行者が来て事故が起きた場合、逆に歩行者が悪いなどといった過失割合の事例というのは何かあるのでしょうか。

片岡参考人

私どもではそういった事例は持ち合わせておりません。もしかしたら県警察とか、そういったところであるかもしれませんが、私どもはそこまでのデータは持ち合わせておりません。

泉委員

次に2つ目なのですが、いろいろな保険に入っているのはオーケー、つまり一番心配するのは、複数の保険に入っていた場合に、1つの案件に対して別々の会社から、双方からいただけるのかという話です。

言ってみれば、最高額が上がれば、数多くの保険に入っていたほうが有利で、逆に言えば、そちらが払うから私の会社は払いませんなどという話があるのでしょうか。

片岡参考人　そこは、複数入っていたから多く出るというものではなくて、同じ補償内容の保険であれば、案分して、この会社からは100万円に対して何パーセントということで、補償額以上の補償が得られるということは、基本的にはないものでございます。

（「限度額が決まっている」と発言する者あり）

泉委員　話は変わりますが、3つ目として、自転車安全利用促進事業連携企業・団体の話があったと思うのですが、基本的には加入というのが—これは金沢市の話かどうかわかりませんが—けれども一要は、自転車条例というものを我々は今つくろうとしているのですが、自転車条例ができ上がって、公示のときにこういった取組みをされたのか、逆に言えば、まずは今は自転車条例をつくりますよということで、我々もパブリックコメントを考えているのですが、その時点でこういったものがあるよと

いう紹介が一いつの時点で提携されたかというのわかりますか。

片岡参考人 金沢市の例ですと、まず条例が先にできた上で義務化のほうのステップに入ったということで、昨年、この条例を改正されました。その改正の機会に、入られる方へいろいろと保険の紹介が必要だろうということで、金沢市は各企業・団体に連携協定のお話をして、賛同されたところを載せたと同っております。

泉委員 今回の質問に関連してですが、条例をつくり、義務化になり、施行する一例えば、半年なり1年なり、それはわかりませんが、間隔を置いて施行します。要は施行する前には、もう既にこういう協力会社の、言ってみれば体系を整えていたという話でよろしいですね。

片岡参考人 はい。より実効性を得るために、そのようにされたというふうに承知しております。

泉委員 了解しました。ありがとうございます。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、以上で参考人に対する意見聴取を終わります。

片岡さんには、本日お忙しい中、当委員会に御出席を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、参考人は御退席ください。

〔参考人退席〕

委員長 次に、協議事項の2番目、中学校生徒の自転車利用等についてであります。

このことにつきましても、前回12月17日に開催されました本委員会において、富山市中学校長会より参考人の出席を求めることを決定したところであります。

それでは、ここで、参考人として、富山市中学校長会より会長の塩苅 裕之さんをお呼びしておりますので、しばらくお待ちください。

〔参考人入室〕

委員長 本日は御多忙のところを当委員会の求めに応じて御出席をいただき、ありがとうございます。

この後、中学校生徒の自転車利用等について、委員から参考人に質問し、それに答えていた

だくという形で意見聴取を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、参考人に申し上げますが、発言につきましては委員長の許可を得た後に、簡潔・明瞭にお願いをいたします。

また、参考人から委員に対して質問をすることはできませんので、御了承を願います。

なお、委員各位に申し上げますが、詰問的内容や追及的口調での質問はされないよう、お願いをいたします。

それでは、委員の皆さんから質問をお願いいたします。

高見委員

きょうはありがとうございます。

簡単なことですが、各学校で生徒に自転車の乗り方の指導といたしますか、講習会といたしますか、これを年に何回されておられるのですか。

塩荻参考人

講習会というのは、そんなに多くはありません。交通安全教室というものを、年度当初に各学校が1回は行っていると認識しております。

その後の交通安全指導ということに関しましては、例えば校区内で生徒が事故に遭った際には、それを機会に全校生徒に交通安全の啓

発をする、それと学期末には長期休業に入りますので、その長期休業に入る前に、生徒指導担当の生徒指導計画の中に交通安全指導を加えております。

高見委員 もう1つお聞きしたいのは、全体的には、そういう形で全校生徒に自転車の乗り方も相当指導しておいでになるのはわかりました。例えば、抜き打ち的に通学路の途中で先生方がチェックするとか、そういうことはされておられるのでしょうか。

塩荻参考人 これにつきましては、毎月1日、15日を交通安全の街頭指導の日とほぼ決めております。その街頭指導で、職員が旗を持って交通指導に当たっているというのが現状です。

高見委員 わかりました。

松尾委員 関連してお聞きします。
講習会のお話があったと思うのですが、自転車での通学が許されている学校、許されていない学校もありますけれども、通学で使っている子どもたちに対しては、何か特別な講習会といいますか、無知でわからないのですけれども、そういったことをされていらっしゃる

るのかどうなのか、確認させてください。

塩荻参考人 これにつきましては、まず入学してくる生徒に自転車通学許可をする際に、朝は自転車を引いてきて、そしてその自転車の整備、それから乗り方指導、それらがクリアできたものにつきましては、学校の自転車通学のステッカーとヘルメットを渡しております。そういったところで指導を加えているということがあります。

松井委員 今、通学で自転車を使用している生徒もいれば、そうではない生徒もいると思うのですけれども、自転車を使うときに、例えばヘルメットの着用とか自転車保険の加入のことについての指導とか教育というのは、できるのかできないのかも含めて教えていただきたいと思います。

塩荻参考人 これは総数ではないのですけれども、自転車通学生で保険に加入しているのがおよそ73%程度、それから、徒歩通学生では34%程度というのが現状です。
保険への加入ということは、我々は強く指導するとか、加入を勧奨するということはできておりません。これは、保護者のほうに

お任せするというのが現状です。

ただ、年度当初に、任意団体、一般企業の方が保険についての封筒を持ってきてそれを配付するというかわりには、どの学校でもやっています。

そして、保険に加入するかどうかは保護者の判断というところで、現在のところ、本校では75%の回答率だったのですけれども、先ほど申し上げたようなパーセントの生徒が保険加入をしているということです。

松井委員 ヘルメットの着用率は、なかなか把握し切れていないという形ですか。

塩荻参考人 日常生活におきましては、これはもうほとんど学校のほうでは把握をしておりません。ですから、私が予想するには、通常の放課後、学校が終わって、あるいは土曜日曜とかというところでは、ほぼほぼヘルメットはかぶっていないのではないかというふうに思います。ただ、部活動でどこか自転車で行くというようなケースになりましたら、自転車を利用する際、学校にあるヘルメットを着用して、顧問が責任を持って会場まで行くということはやっております。

松尾委員 今いろいろとデータで示されたのは、新庄中学校のデータを言ってくださったのですよね。

塩荻参考人 そのとおりです。新庄中学校としてです。

松尾委員 ヘルメットの着用率というのは、通学で自転車を使っている子どもたちは100%ということですよね。

塩荻参考人 自転車通学は学校が許可をするという立場でいます。その際の条件として、ヘルメットを着用すること、交通ルールを守ることということで、保護者が許可を願い出てきて、学校長が職印を押して許可をするというシステムでやっていますので、自転車通学生につきましては、100%、ヘルメットを着用して登下校するのが、まず基本です。ですが、中にはできていない生徒もいます。それが現状です。

高見委員 先ほどのお話の中で、許可するときに、子どもさんにヘルメットを渡すということをおっしゃいましたよね。

塩荻参考人 はい。

高見委員 学校で渡されるわけですか。

塩荻参考人 はい。

高見委員 そうすれば、そのヘルメットに保険はついて
いるのですか。

塩荻参考人 ヘルメットに保険がついているという、その
意味がよく理解できないのですが……。

高見委員 ヘルメット会社によって、ヘルメットに保険
をかけていると、何かそういうところもある
というような話も聞いたものですから、そう
いうヘルメットを利用しておられるのかなと
思いました。

塩荻参考人 ヘルメット自体は2, 300円という金額、
本校ではそうなのですけれども、そこに保険
がついているということは確認もしていません
ですし、そういう認識は全くありません。

橋本委員 保険のことでお聞きしたいと思います。
PTAや学校が窓口となる保険というのは、
基本的に傷害保険か何かで、いわゆる学校生
活、日常生活における傷害保険、それにプ
ラスした、いわゆる個人賠償がついているとい

うことになるのか、自転車保険というのでそういう窓口があるのか、わかりますか。

塩荻参考人 私たちは一般的にあまり一般企業には関与しないというのがスタンスです。
公的な立場なので、その立場からして、持ってきた封筒を棚入れしてあげるというだけのことで一総合保険というのは自転車のみではなくて、何か破損事故を起こしたとかというようなことも、かつてはあったようです。現在はどうかわかりません。

橋本委員 そうすると、自転車保険の主な種類ということでP T Aの保険がありますが、これが確実なものかどうかというのは、学校サイドではわからないということですか。

塩荻参考人 はっきりしたことは言えません。

松井委員 今、なかなか積極的な指導はしにくいという状況なのだろうなというのは推察される部分はあるのですが、例えばこの自転車条例ができることによって、自転車保険の加入が義務化となったときには、例えば児童・生徒に対して、そういった指導がしやすくなるというふうに考えておられるのか、今とあまり変わ

らないというふうに思っておられるのか、所見をお聞かせください。

塩荊参考人 指導しやすくなると思います。というのは、校区で自転車に乗っている生徒は顔がわかりますので、自転車保険に入っていない、ヘルメットをかぶっていないというようなことはっきりわかります。学校としても、交通安全指導で、条例で決まったものを強く指導できると私は考えています。

泉委員 こちら側としては、条例を制定するということに関して、学校側の支持が得られなかったらだめだと思っています。基本的にはこの条例に対して、端的に、あったほうがいいのか、ないほうがいいのか。校長会の全体という意味ではなく、一校長として結構です。

塩荊参考人 これは、保険という観点で答えれば……。

泉委員 条例を制定することによって、保険もあるし、今の場合、ヘルメット着用も努力義務ですけれども、こういった条例を制定することに対して、一校長として、この条例にプラス側、賛成なのか、それとも、いや、面倒くさいな、こんなものやめてほしいという考えなのか、

どちらなのかはっきりお伺いしたいのです。

塩苅参考人 私個人としては賛成です。

というのは、自転車保険の加入ということで、近年、自転車同士の接触事故もあります。今年度、自転車と自転車の接触事故で、本校の生徒が被害者になったという例が1件あります。

大きなけがではなかったのですが、そういったケースがいつ起こるかわからない、自転車に乗っている者が加害者になるというケースは、いつ起こるかわからないというのが今の時代ですので、保険加入はこの条例で積極的に行っていただければ、大変いいことではないかなというふうに思います。

それから、ヘルメットの努力義務についてはちょっと個人的な話をしてよろしいでしょうか。

30年前ですが、私が担任をやっていたときの話です。夏休み、部活動を終えて、下校時、家へ帰る途中、坂道のところを一ヘルメットをかぶっていたのですが、その生徒はワゴン車と接触事故を一接触というか、衝突ですね。そして、二、三日、酸素マスクをつけていたのですが、残念ながら3日後に亡くなったというつらい思い出がありま

す。

ですから、ヘルメットは大いに日常からかぶって、自分の身を、命を自分で守るという意識を生徒に持たせることは非常に大切なことだと私は認識しています。

あまりそういう状況が徹底されていないというのも現状としてありますので、この条例というものが前向きな方向へ行けば、子どもたちの命を守るという意味では、すごくいいことではないかなというふうに感じております。

大島委員

通学用のヘルメットというのは、2,300円程度でしたら、恐らく白く丸いものではないかなと思うのですが、年ごろの子どもたちにとっては、通学でしたらやむを得ずかぶるのでしょうけれども、プライベートとかはなかなかかぶりにくいだろうと思うので、通学も含めてサイクリング用というか、ある程度スポーティー、おしゃれな、そういうヘルメットも通学用に許すというような思い切ったことはできないかと思うのです。

恐らく、もし通常もかぶるということになれば、通学用は白、そしてプライベートはおしゃれなものという、2つ持たなければいけない。

思い切って通学用も自由にしてくださいとい

うことはできないか、お尋ねいたします。

塩 苅 参 考 人 それは、できないかと言われると、できるかもしれません。

ただ、それによって枝葉のいろいろな問題、2次問題とか、そういうようなものを考えると、なかなかそのところは……。学校管理下の範疇で、オールフリーというようなものはなかなか踏み込めないかなとは思いますが。

1つ懸念されるのは、おしゃれなものをかぶってきたときに、その子が周りからどう言われるのか、どう見られるのかという生徒指導上の問題を危惧するわけです。

さまざまなことが、それが通常化しているのであれば、それは全く問題はないかと思えますけれども。

もう1つは、自転車通学許可という立場から言うと、高価なものを買ってくるというのはいかがなものかなと。今の2,300円というのもコストを抑えてやっているところなので、ヘルメットをかぶるというだけの話であれば、自由、フリーにしてもいいのかなとは思いますが、付随する問題がいろいろと起こってくるのではないかなと。そういうようなことも想定しながら、そこは判断しなければいけないだろうというふうに感じます。

大島委員

想定内の回答だったというふうに思うのですが、ある富山県内の大きな企業のトップの方が、今70代、80代になってもサイクリングを楽しんでいて、ヘルメットを幾つか持っている。

たまたま一番いい、耐久性の高いヘルメットで転倒事故を起こして頭部を打ったけれども、そのヘルメットによって助かったということを知り聞いたことがあります、安全性を考えると、本当にいいものをつけていただくと、万が一のときの事故で助かるケースがあるのではないかなというふうに思いましたので、あえて質問させていただきました。ありがとうございます。

鋪田委員

先ほど参考人がおっしゃった条例に期待するということが、それに尽きるのかなというふうには思うのですが、1つだけ追加して聞きたいと思います。

今回、我々が検討している条例案の特徴としては、文言としては学校と保護者、子どもに関係することと言えば、保護者がまずあって、それから学校という形で、第一義的に保護者というふうにしていきます。実際に、条文でも直接保護者が一義的な義務を負うということで、4つほど項目が入っています。

一方で、学校のほうは、第8条のほうでは、保護者、児童に対する安全教育とか指導という部分だけにとどめてはあるのですけれども、ただ、保護者自身にそういった義務化ということになってくると、やはり学校のほうもそれを背景に、より具体的な指導がしやすくなるのかなというふうに思っております。

例えば、先ほどの保険のパンフレットについては、配るのはこれまでと一緒に思うのですけれども、その前段として、義務化されていますということをはっきり、より強く、やはり保護者が一番しっかり自覚を持ってもらわないと困ることなので、その点について期待する効果といたしますか、もう一度改めてお答えいただけますでしょうか。

塩荻参考人 その効果はあると思います。

というのは、今年度も昨年度も、本校に保険の勧誘に来た会社は1社のみです。これが義務化になれば、さまざまな保険企業がアプローチをしてくるのではないかなと予想します。そのときの学校対応としては、こういうものもありますよ、ああいうものもありますよという、棚入れはこれまでどおり平等にやっていくわけですけれども、保護者としてもいろいろな保険の内容を見て、どの保険に入ろう

かという、義務化になればそういう選択肢ができるので一社だけでは選択のしようがございません。こういう保険の加入が義務化になれば、いろいろな業者が学校のほうへ寄ってきて、私たちは選択肢を増やしてあげられるということもできると思いますので、効果はあると思います。私たちも指導がしやすいです。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、以上で参考人に対する意見聴取を終わります。

塩荻会長には、本日はお忙しい中、当委員会に御出席をいただき、ありがとうございました。

それでは、参考人は御退室ください。

〔参考人退室〕

委員長 本日は、日本損害保険協会及び富山市中学校長会より参考人を招致し、それぞれ貴重な御意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんから自由に御意見をお

聞かせいただきたいと思います。

金井委員

率直に申し上げて、損害賠償保険の必要性は皆さん共通しておられるし、私も大事だと思います。

もう1点、ヘルメットについては、少し難しいのではという意見があるのかなと思います。実は、私は交通指導員ですから、毎朝ヘルメットをかぶっています。このヘルメットは市からいただくのですけれども、重いです。ヘルメットがもう1つあって、建築現場でかぶるヘルメット、これはちょっと軽いです。

やはり身を守るという点では、先ほど大島委員も言われましたが、かなり強いものでないと頭は守れないと思います。

それで、毎朝交通指導で立っていて、ヘルメットをかぶっている子どもは、登校時はほぼ100%に近いです。一部の男の子が歩きながらヘルメットを自転車のかごに入れて、歩く学生と一緒に登校すると。下校時は部活が終わったら、自転車二、三台と子どもたちと固まって歩くと。その後はちょっとわかりませんが、ヘルメットについては、理解はなかなか難しいかなというのが率直な私の意見です。

ただ、今言われたように、損害賠償保険とい

うのはどの方も必要だと、ぜひ進めてほしいという感覚で思っています。

ヘルメットについては、ちょっとハードルが高いのではないかなという思いであります。

鋪田委員

今ほど参考人から御意見を伺った中で、例えば新庄中学校の例ですと、自転車通学生に関しては、保険の加入率が73%であるけれども、そうでない子どもたちに関しては34%と。自転車通学生であっても7割しか入っていないということですし、自転車通学生でない子どもたちに関しては3割ちょっとしかないということで、昨今の状況を考えると、しっかりとこの条例をもって推進していく必要があるのかなということを感じました。

それから、ヘルメットの着用については、ヘルメットの強度の問題とかいろいろ出ましたけれども、努力義務規定という中で、自転車を利用したり楽しんだりするときは、ヘルメットを着用するという文化を、自転車の利用促進を妨げない範囲でやっていく必要があると思うのです。

その中で、非常に早い段階で着用を習慣づけていくためには、この条例の中でうたっているような形で、着用の努力義務規定は設けた形で進めていくべきではないかなと思っています。

ます。

松井委員

先ほど鋪田委員も言われましたけれども、実際、ヘルメットというのはもともと努力義務であって、今の条例であえて入れているのは、それをより意識してもらうために必要なのだろうと。これをきっかけに、より意識を高めるといふ部分で、あえて条例の中に入れていく必要があるのかなと思っています。

そういった部分では、やはりなるべく小さい、小学生ぐらいのときから、そういう意識を高めるといふことが、最終的にはみんなの身を守るということにつながるのではないかなと思っています。

高見委員

私は、塩荊参考人には、あえて通学、下校時の状態を聞いたのですが、たまたま私の家の近くに、県の総合運動公園があります。そこにふわふわドームとあって、子どもたちが非常に楽しむものがあります。そこへ土曜日、日曜日、または放課後、ものすごくたくさんの小学生、中学生が遊びに来るのですが、ほとんどヘルメットをかぶっていないのです。それで、さっき抜き打ちで検査しておられるか聞いたのですが、通学時は抜き打ちで検査しても大概全員つけています。だから、ある

程度努力義務というか、そういう形ではしっかりやっていかないと。

もう一つは、遊びに行く子どもたちは、縦1列で自転車に乗らないのですよ。道幅いっぱい、四、五人で走るのです。

こういうこともしっかり交通指導という形の中でやることが大事なことです。そしてまた、万が一事故があったときに、さっき九千何百万円という数字を見てびっくりしたのだけでも、そういうことからして、保険加入というものを努力義務でしっかりやっていくことが、子どもさんなり、あるいは子どもさんの家庭の生活の補償なり、そういうものもありますし、大事なことではないかなという印象は受けました。

泉委員

副委員長として金井委員に聞きたいのですけれども、今、ハードルが高いと言われました。結局、義務化ということになったらそうなのだけれども、努力義務にすることによってもハードルが高いとお考えでしょうか。

金井委員

自転車の飲酒運転とか傘差し運転と比較するわけではありませんが一努力義務という意味では賛成かなという気はあるけれども、その努力義務の先を求める場合は、今でいう大人

の飲酒運転、自転車の傘差しなどというだけの条例であってはいけない。条例の基本が大事だという意味で、ハードルは高いなと思います。

書くだけなら書けます。けれども、書いたことを守らなければ絵に描いた餅ですから、何の意味もない。そうすると、損害賠償保険も一緒に書かれているのではないかとということで、危惧しています。

泉委員

これは委員会全体としてまとめたいので、再度申し上げますけれども、そうしましたら、結局そういう言い方だと、条例そのものが絵に描いた餅のような言い方ではないですか。条例制定そのものに反対されるというふうに聞き取れるのですけれども、いかがですか。

すみません、別に個人攻撃するわけではないです。とにかく皆さん、せめて厚生委員会の全会一致で、何の不足もないようなところでスタートしたいものですから。

絵に描いた餅と言われると、結局条例というのはもともとそういうものであって、その中において努力義務と義務化のものがある。義務化も、その中には、プラスで罰則規定もありますし、言ってみれば3段階というものですが、その中で、ヘルメット着用を努力義務

にすることに対してハードルが高いと言われる意味がまだ少し理解できないのですが、いかがですか。

金井委員 案の第12条第1項は努力義務、「努めなければならない」ですが、同条第3項は「幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならない」です。ですから、努力義務ではなくて、完璧に着用しなければならないといけないと。

先ほど損害賠償保険の話で、では、加入していなかったらどうなるのか、していたらどうなるのかということは、ここで一前回、大島委員が言われましたけれども、そういうものはいいかげんな議論で終わらせてはいけないと思います。

高田 重信委員 きょうは一つ一つの細かいことについての話ではなくて、次回に一今、修正版もお出ししたので、もう一度じっくり読んで、次回にそういった細かい点も含め、議論したらいかがかと思うのですが。

泉委員 私が思うのは、細かいことも最後はまとめたいので一今の段階で、金井委員は理解されていないと思うのです。

高田 重信委員 だから、そういうことではないと思うのです。

泉委員 いや、要は、その部分だけ……。

自民党案ですから、松井委員からでもいいですけれども、できれば、ヘルメットの努力義務化と義務化、なぜここまで持ってきたのかという思いをちょっと聞かせてください。

松井委員 ここで言う必要はない—以前説明して、済んでいる話だと思ったのですけれども、今また言われたので、再度解説させていただきます。基本的に条例では道路交通法を超えることはうたえません。ですので、道路交通法でヘルメットに関しては努力義務という規定しかありませんので、それ以上は踏み込めないのです。

案の第12条第3項、どうしてこれだけが義務化というふうにできるかというのは、この文言に関しては、道路交通法に存在していないので条例として踏み込むことができる。実際に踏み込んでいる理由、この細かいこと云々ではなくて、何が必要なのかということを見ると、小さい子どもを保育所などに通わせる保護者、お母さんとかお父さんが、自分の子どもを乗せている自転車が倒れたときに、ヘルメットがなかったときに大けがして

後遺症が残るとか、そういったことを防いでほしいというのが主たる目的であります。

だから、そういう細かいことよりも、何のためにやるのかということが大事なのであって、道路交通法の範囲を逸脱できない範囲で、安全対策のためにどうするかという部分でこの条例の案文をつくってあります。

だから、そこをしっかりと御理解していただければ一では、ほかの自治体でこの条例ができたからといって、ヘルメットの着用率がずば抜けて上がったかということ、上がっていない現状は確かにあります。

ただ、この条例をつくることによって、安全意識をより知ってもらい、高めるということが大事なのであって、理想はもちろんそうですが、そういった部分を御理解していただきたいと思っております。

実際、努力義務までとしか言えないので、これで100%ヘルメット着用できるのかというとなかなかできないのはそうだと思います。そういった意味で、金井委員はハードルが高いと言われたのだらうと思っておりますけれども、主たる目的は、あえて道路交通法でうたっていることを条例にすることによって、より安全意識を高めてもらうきっかけづくりになって、先ほど鋪田委員も言われましたけ

れども、行く行くは、自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶらなければいけないという文化が富山市内に根づけば理想なのだろうと思っていますので、そういった意味の支援という立場でこの条例があるというふうに御理解していただきたいと思っております。

高田 重信委員 補足ですが、自民党としては、ヘルメット着用も条例で絶対義務化したいと強く言っていたのですが、今、松井委員の言われた関係でそうになりました。

それで、ヘルメットをかぶりましょうと努力義務にすることによって、私たち大人も意識できるし、市職員も、多くの方々が、これによって、大人もそうしたことを示していければ、子どもたちもそういった形の中でかぶりましょうと、それが大事だなと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

大島委員 金井委員が言われた絵に描いた餅というのは一私が金井委員の気持ちを代弁すると、違っているかもしれませんがけれども一例えばこの条例というのは、この委員会で全会一致は当然ですけれども、議員提出条例ということになると、まず議員全員が全会一致しないといけませんということなんです。

議員が、ちょっと買い物に行くとか、ちょっと1杯飲みに行くというときも、必ず、決めた本人がヘルメットをかぶっていかないといけないということです。

また、アヴィレに乗るときもヘルメットをかぶりなさいということ自分たちに課したということになるということも私も思っているし、1杯飲んだ後、飲酒運転だから自転車の代行を絶対に呼ばないといけないという話になります。

ちゃんとヘルメットをかぶるということを、決めた者がきちんと守れるのかという、そういうハードルの高さを言われたのではないかなというふうに私は思っているのですが。

金井委員

間違いなくそうです。アヴィレまでヘルメットを用意しないといけないということです。努力義務だけれども、公務員、特に市の職員は、全て守らなければだめなのです。ですから、アヴィレもヘルメット着用になるのです。そうしないと乗せられないというふうに変えなければいけないです。

高田 重信委員

だから、こういう細かいところは、当局との意見交換も要るだろうし、今ここでこの話をしているも……。

次回そういうことも含め、当局を呼んでゆっくりと話をし、公聴会とか意見交換をやりましょうとか、そういうステップを踏んでいって一きょうここではこの程度にとどめて。今思っているような意見も踏まえて、皆さんが賛成できるような精度の高いものに次回の委員会で持っていけたらありがたいなと思っておりますが、ここで言うのはちょっと……。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 今後についてですけれども、次回の委員会において、条例の制定の可否を委員会として決定できるようにしたいと思っておりますので、本日の参考人からの御意見等を踏まえて、次回までに各自御検討してきていただきますようお願いいたします。

なお、次回の委員会については、来年の1月9日（木曜日）、午後1時10分より開催される議会報編集委員会終了後の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。また、本日の委員会終了後に（仮称）自転車安全利用促進条例の検討過程等について、私のほうから議長に報告することを予定してい

ます。

その報告の中で、次回1月9日の本委員会で、条例制定について、方向性が一定程度決まりましたら、条例案についての説明を議員協議会で行いたい旨の要請をしたいと考えています。

つきましては、議員協議会の開催となった場合、開催場所である大会議室、こちらのほうの予約の関係もありまして、開催候補日時につきましては、1月16日（木曜日）午後と考えておりますので、御承知おきください。これをもって、本日の厚生委員会を閉会いたします。

令和元年12月19日
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 鋪田博紀

署名委員 高田重信